

昭和三十年七月

年少者の産業災害について

労働省婦人少年局

8-B-7

10.10

毎年安全が叫ばれています。まだまだ災害の数は減少していません。

昭和二十九年における年少者の死傷災害件数は一三、四二三件におよんでいます。

そして災害をうけた年少者で死亡したものは死傷件数の約一％、けがが完全に治つた者は僅か三〇％にすぎない等の事実を合せ考えると、災害によつて死亡したり重傷して不具になることは本人や家族の不幸はもとより、社会にとつても大きな損失であることの感を深めます。労働省婦人少年局の調査資料で明らかなることは、災害は一〇〇人未満の製造業の事業場に圧倒的に多く、そして入社してから六ヶ月未満、又一つの業務についてから三ヶ月未満の期間に最も多く災害を受けているということです。又災害の発生の主な原因は「足場が悪い」「設備がよくない」等の物的原因について「作業によく慣れていない」「作業について知識がたりない」等の管理的不徹底が大きく浮び上つてゐることは注目されます。

このことは作業環境や機械器具の整備と共に技術教育や作業訓練を通じての安全教育が十分に行われていないことを物語るものと思われれます。

従つて災害をうけた年少者は、機械設備や安全装置、作業環境の改善を訴へてゐると同時に、使用者又は雇員の年少者の指導方法の改善にも希望してゐるのです。この資料は休業四週間以上の被災年少者のみを対象としたので、小さい災害まで含めれば、もつと数的な把握が出来るでしょう。

年少労働者はその持病からいろいろ災害をまねきやすいということが統計的にも明らかになっています。従つて年少者の安全指導はその点を十分に考慮して適切に行われなければならないので、ここにとくに年少者の災害傾向をまとめ、災害防止のための一資料としたわけです。

第一部

これは昭和二十八年一月から十二月までの一年間に労働基準法の年少労働者危険有害業務の就業制限に

基いて発生した女子年少者労働基準規則第七条及び第八条の違反事件を、全国の労働基準監督署に依頼し調査票に記入してもらったものによります。この中には衛生、福祉に関する事件もふくまれています。

それはほ人の僅かへ一大部分で、その殆んどが安全に関するものでした。

又年少者関係違反件数は違反総数の四%にあたり、右の才七条、八条関係は年少者関係違反件数の四%です。

1. どんな規模の事業場に違反は多いか。

違反した事業場を規模別にみると、

五〇人未満の事業場

七八%

五〇人以上一〇〇人未満の事業場一二%です。一〇〇人未満の中小企業が圧倒的であると云えます。

又違反件数の点からみると、これらの規模に集中へ八九%とされていることが明らかです。

2. どんな業種の事業場に違反は多いか。

業種では製造工業が一番多く（六二%）次いで土建業（一一%）となっています。

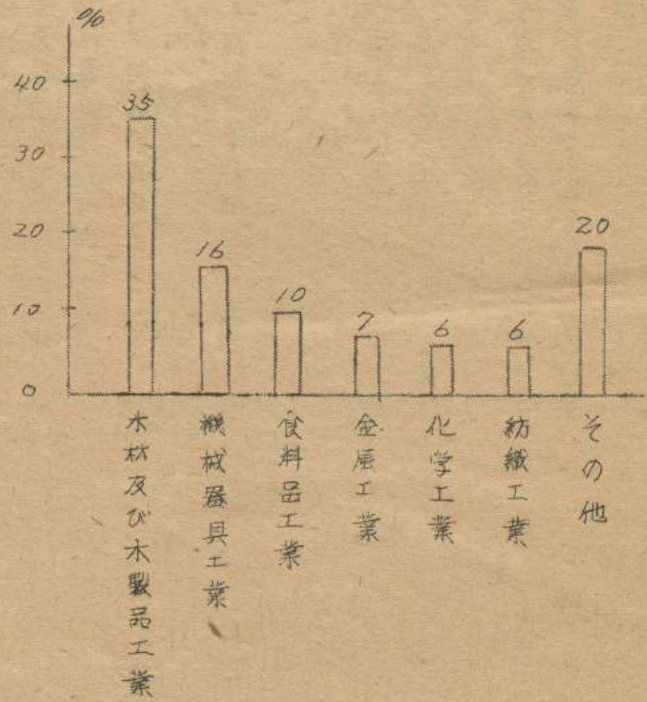
製造業の業種別違反事業場数は才一四の通りです。これによれば木材及び木製品工業の違反がめだっています。

なお男女の違反比率は男子七八%、女子二二%で、両者とも製造工業の違反が一番多くその中で男子の場合は木材及び木製品工業と機械器具工業、女子の場合は化学工業、紡織工業、木材及び木製品工業に違反が多くあがっています。

第一図

製造工業

業種別違反件数 (%)



3. 主にどんな業務の違反が多いか。

重量物運搬は九%、危険有害業務の違反は九一%におよんでいます。危険有害業務の中で比較的多い違反業務は次の通りです。

木工用かんば機又は単軸面取機

一四%

映写機による上映機体の業務

一〇%

運転中の原動機及び床動機から中間軸

までの動力伝導装置の掃除、注油、検

八%

4. 災害をうけた年少者はどのくらいあるか。

査、修繕又は鋼帯の掛換業務
直径二五mm以上の丸のこ動輪七五mm以
上の帯のこ盤の木材の送給

八%

違反して使用されていた年少者中、災害をうけたものは違反して使用されていた年少者の一五%
にあたります。災害をうけた年少者の比較的多い業務は、

屋敷中の原動機及び原動機から中間廻
までの動力伝導装置の掃除、注油、検
査修理又は鋼帯の掛換の業務

二六%

木工用かんばね、単動面取機を用いる
業務

三三%

エチルアルコール、メチルアルコール
エーテル、さく敵、エチル、さく敵ア
ミル、ベンゼン、トルーエン、カンリ
ン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる
引火性の物を取扱う作業で発火の危険
のある業務

三九%

で、その他には「土砂崩壊の危険のある場所又は深さ五メートル以上の地穴に於ける業務」「高さ五メートル以上の吊足場若しくは屋はりの上又はこれに準ずる高所における業務」「木屑道、修ら管流等による木材搬出の業務」等があげられています。

第二部

これは昭和二八年七月から二九年六月迄の一年間に労働基準法施行規則オ五七条に基く労働者死傷報告によつて休業四週間以上の災害をうけた年少者一、〇七五名を対象とし、その現住所に直接調査票を送り記入後婦人少年局に回送してもらつたものです。(報告率七〇%)

人災害はどんな規模や業種の事業場に多いか。

規模

災害件数は五〇人未満が五〇%

五〇人以上一〇〇人未満が一四%

ですから一〇〇人未満の中小企業に圧倒的に多い傾向です。

業種

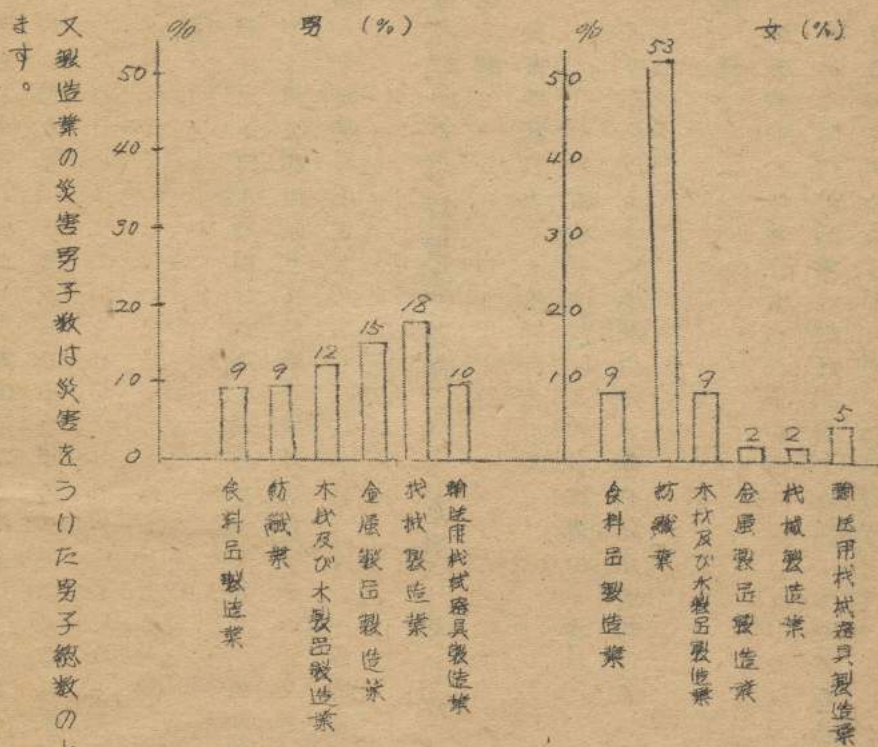
製造業が七七%を占めています。

その中では紡織業、機械器具、金属、木材木製品製造業に比較的多いのです。
なお男女別の差はオ二四の通りです。

とくに女子の紡織業が非常に多いのが注目されます。

第二四

製造業における被災年少労働者数



2. 災害をうけた者の経験年数はどのくらいか

雇用されてから六ヶ月未満 四三%

七ヶ月から一年未満 二二%

両者合せて六五%を占め、一年以上は僅か九%にすぎません。

又災害をうけた時の業務につきはじめてからは

三ヶ月未満 四四%

四ヶ月から六ヶ月未満 一五%

七ヶ月から一年未満 一三%となっています。従つて三ヶ月未満が最も危険な期間であることが明らかです。

3. けがは体のどの部分に多いか

手の部分 五九%

足の部分 二七%で、両者合せて八六%におよんでいます。あとは首から上の部分、胴体となっています。

又けがが完全に治つた者は三〇%。

けがは治つたが障害が残つたと答えたものの五四%の多きにおよんでいることが注目されます。

4. 災害の発生原因

主として「足場が悪い」「安全装置又は安全器具がない」「機械又は設備がよくない」「作業場がせまい」等の物的原因によるものが四一%を占めています。

次は「作業によく慣れていない」「作業について知識がたりない」等のいわば管理的不徹底が原因している（二六%）と思われるものです。

心理的原因は二二%で、この主なものは「注意力がたりない」「不満のことがあった」等です。生理的原因は僅か九%で、これは疲労と睡眠不足の訴えが注目されます。

5. 災害の直接原因

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 運転中の機械及び動力伝導装置に因るもの | 五三% |
| (2) 取扱中の物体によるもの | 八% |
| (3) 噴き、こり、顛倒によるもの | 五% |
| (4) 物体の落下、こ落、飛来によるもの | 五% |
- 以上の四つの原因が災害の直接の原因です。(1)の原因の多く発生する産業は製糖業と運輸通信業及び、公益事業です。又(2)については、^は鉱業が(4)は建設業に多くみられる災害です。又、災害を直接自分自身で起したものは六三%で、残りは自然に起きた災害や他人の起した災害のそばをくつたものです。

6. 希望

最後に「安全についてどんな希望をもっているか」という質問の年少者の意見は次の事柄です。

- (1) 機械又は器具の備付及び整備
- (2) 作業環境（建物、照明、採光、粉塵、騒音、温度）の改善
- (3) 安全装置、保護具の備付及び整備
- (4) 就業任務の不满、使用者又は監督者の与り方の指導方法の改善
- (5) 労働時間、休日、休憩、賃金等の改善

以上数的には非常に少ないのですが、災害をうけた年少者の声として安全防止の上に極めて貴重な意見です。

